

地 域 再 生 計 画

1、地域再生計画の名称

「家族すこやかガーデンシティ（田園都市）金ケ崎（第2期）」再生計画

2、地域再生計画の作成主体の名称

岩手県胆沢郡金ケ崎町

3、地域再生計画の区域

岩手県胆沢郡金ケ崎町の全域

4、地域再生計画の目標

金ケ崎町は、岩手県南部の内陸部に位置し、東は江刺区、西は胆沢区、南は水沢区、北は北上市の1市3区に隣接する面積179km²、人口16,374人の町である。駒ヶ岳東部に広がる扇状台地上にあり、町西部の山麓地帯と中央部の田園地帯からなり、北上川と胆沢川が流れている。また、東部には市街地が形成されている。

町の田園地帯では稲作に優位な地形条件を活用し農業が発展した。近年では農業の機械化を促進し、生産性の高い農業経営を実現した。一方、県内最大の工業団地である岩手中部工業団地を有し、高度な先端技術の集積を活かした岩手県の中核工業都市としても発展を遂げてきた町である。第2次産業従業者数が町の就業者数の65%を占めており、工業出荷額は県内トップとなり、工業団地の発展と共に従業者の増加で定住化が促進し、町の発展に大きく寄与している。

しかし、近年、生活水準の向上による生活雑排水の流入に伴い、水質汚濁が進み、従来の生物生息空間の自然性が失われつつあるなど、住環境の悪化が問題となっている。

また、農村地域においては、生活雑排水が農業用用水路を介し胆沢川や北上川等に流入している状況にある。

このような状況を背景として、昭和63年から公共下水道事業と農業集落排水事業に着手し、平成16年度からは生活排水処理を個別毎にしかも短期的に実現できる合併浄化槽の町設置型事業を行ってきた。平成17年度から平成21年度においては、「地域再生計画」の汚水処理施設整備交付金の活用により、汚水処理人口普及率が平成16年度末78.9%から平成21年度末見込み86.4%となり、7.5%の普及促進を図る事ができた。しかし、平成19年度に事業採択を受けた農業集落排水区域においては、事業の進捗率が約45%であり、供用開始予定の平成25年4月までは、生活雑排水が農業用用水路に放流されている状況である。

このようなことから、「緑・水・人の田園シンフォニー」をキーワードとした緑豊かな農村的ゆとりと工業を主とする雇用力に基づく都市的活力を包含した田園都市を創造するため、一層の事業加速が急務となっている。そのため、地域の状況に応じた汚水処理施設整備をより一体的・効率的に推進することで良好な水環境を保全し、快適で衛生的な生活を確保する。具体的には、公共下水道事業は、平成19年度で整備が完了している事から今後は、農業集落排水事業最後の整備地区である六原地区の整備を平成24年度の完了を目指し今後も整備促進を図る。さらに、集合処理区域以外については、合併浄化槽の整備により住環境整備を推進する。

さらに、田園都市としての魅力を高め、定住化を促進させるために、街づくり環境整備事業として生活道路、小公園などの総合的な整備に取り組むことで住環境の向上を図る。こうして、子供から高齢者まで家族が安心して暮らせるまちづくりを進め、「家族すこやかガーデンシティ（田園都市）金ケ崎（第2期）」の実現をめざす。

（目標1）汚水処理施設の整備促進（汚水処理人口普及率を86.4%から92.0%に向上）

（目標2）定住人口の増加（定住人口16,374人から16,547人に増加）

5、目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

公共下水道は、北上川上流流域下水道（胆江処理区）の関連公共下水道として位置付けられており、昭和 62 年度の事業着手以来、684.7ha（7,180 人）まで事業認可区域を拡大し（平成 18 年 1 月 11 日付け事業認可済目標年次平成 22 年度）、生活環境の改善が急がれる市街地付近を中心に整備を進め平成 19 年度に整備が完了しました。今後は、水洗化を促進し、生活環境の改善を図る。

農業集落排水施設は、昭和 63 年度から国の補助を受け、平成 16 年までに西郷地区、下永沢地区、北方地区、三ヶ尻地区及び永南地区で供用開始している。平成 19 年度から六原地区の整備を促進させ、水資源対策を推進する。

また、集合処理区域以外については、浄化槽の整備を促進し、現況 86.4%の汚水処理人口普及率をさらに 92.0%まで向上させる事を目標に、地域の状況に応じて効率的に整備する。

以上のことから「浄化槽」、「農業集落排水施設」の各汚水処理施設について、汚水処理施設整備交付金を活用し一体的に事業展開する。併せて、街づくり環境整備事業や道路改良事業により、住環境の総合的な整備を実施し、定住化の促進に取り組む。

5-2 法第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

・汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続等を完了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・農業集落排水施設・・・平成 19 年 1 月に事業採択の通知を国より受けている。

【事業主体】

- ・いづれも金ヶ崎町

【施設の種類】

- ・農業集落排水施設、浄化槽（町設置型）

【事業区域】

- ・農業集落排水施設 金ヶ崎町六原地区
- ・浄化槽（町設置型） 金ヶ崎町内の公共下水道認可区域と農業集落排水事業計画対象区域を除く全域

【事業期間】

- ・農業集落排水施設 平成 22 年度～平成 24 年度
- ・浄化槽（町設置型） 平成 22 年度～平成 26 年度

【整備量】

- ・農業集落排水施設 φ75～150 11,100m
- ・浄化槽（町設置型） 50 基

なお、各施設による処理人口は下記の通り。

- ・農業集落排水施設 六原地区 790 人
- ・浄化槽町内全域 130 人（町設置型）

【事業費】

- | | | | | |
|------------|-----|------------|---------|-------------|
| ・農業集落排水施設 | 事業費 | 743,000 千円 | （うち、交付金 | 371,500 千円） |
| ・浄化槽（町設置型） | 事業費 | 56,950 千円 | （うち、交付金 | 18,983 千円） |
| 合 計 | 事業費 | 799,950 千円 | （うち、交付金 | 390,483 千円） |

5-3 その他の事業

- ・街づくり環境整備事業

住環境の整備が必要な地区に対して、生活道路や排水路の施設整備、住宅などの整備を行い、安心して暮らせる住宅地区の形成を図る。

- ・道路改良事業（荒巻・東町線、頭無・長根前線、南長根・鎌田線）

住環境を向上し、定住化を促進するために生活道路の改良を行い、円滑な交通網の拡充を図る。

6、計画期間

平成 22 年度～26 年度

7、目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4 に示す数値目標に照らして状況を評価し公表する。

また、必要に応じて事業の内容の見直しを図るために、金ヶ崎町汚水処理実施計画と照らし、施設整備の状況について評価・検討を行う。

8、地域再生計画の実施に関し該当地方公共団体が必要と認める事項

該当無し